



永田クラブ

経済研究会

国土交通記者会 へ貼り出し

平成 26 年 1 2 月 5 日

内閣府（防災担当）

## 改正災害対策基本法の初適用による立ち往生車両の排除

大雪のため国道192号において立ち往生車両が発生したため、国土交通省四国地方整備局では、本日5時20分から通行止めを行い、8時40分には災害対策基本法第76条の6を適用し、立ち往生車両の撤去作業を実施していましたが、22時00分に通行止め区間内の立ち往生車両の排除が完了しました。現在、除雪車両18台により除雪作業を行っており、除雪作業が終わり次第、通行止めを解除する予定です。

今回の対応は、本年11月21日に施行された改正災害対策基本法を適用した初めてのケースであり、災対法の適用により円滑な車両移動が可能となり（運転手への移動命令、車両破損可能など）、また除雪車両の集中投入とあわせて、作業時間を大幅に短縮することができました。

### 経緯

12月5日

- 5:20 通行止め開始  
※立ち往生車両が約130台
- 8:40 災害対策基本法第76条の6を適用
- 10:30 大型車の撤去作業開始
- 22:00 立ち往生車両の移動完了



除雪車両による車両牽引状況

### 対応状況

#### <除雪・車両撤去>

- ・除雪車両18台で除雪作業実施中

#### <安否確認>

- ・立ち往生車両の運転手の安否確認を実施

#### <広域支援>

- ・四国地整内の他の国道事務所から除雪車両3台を派遣
- ・近畿・中国地整から応援の除雪車両5台を派遣
- ・NEXCO西日本から応援の除雪車両2台を派遣

<本件問い合わせ先> 内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官補佐 田村、参事官補佐 重見

電話：03-3502-6036（直通） 03-5253-2111（代表、内線51424、51425）

携帯電話：090-7809-4602（田村） 080-1235-6253（重見）